

# 「働き方改革」を自分ごとに

多くの企業や団体が制度やしくみを整え、「女性が働きやすい職場づくり」に取り組んできましたが、その一方で新たな課題も見えてきています。みんなが活躍できる社会のために必要なことについて「働き方改革」の推進を担う白河桃子さんにお話をうかがいました。



内閣官房「働き方改革実現会議」有識者議員

白河 桃子さん

## 「長時間労働是正」が働く人・企業・地方を変える

「女性が働きやすい職場」を目指し、育児休業制度や勤務時間短縮などの仕組みが整ってきました。一方で育児休業をカバーするために、現在子育てに関わっていない人にしわ寄せが来る状況も見られます。これまでに作られた制度は限界を超え、子育てをする人には優しく、しない人には厳しい世の中になってきました。これでは子育てをしない人が不満を感じて職場はギスギスし、生産性も低下します。

企業はこれまで「女性に活躍してほしい」と制度を整えてきましたが、男性の働き方を変えることについては消極的でした。しかし、女性が子どもを持ちながら活躍できる社会を実現するためには、長時間労働を是正して時間単位の成果を公平に評価し、一旦職場を離れてもキャリアを積んで評価される制度改革、働く母親を支えるために父親の家庭参画を進めることが大切です。「女性活躍」の実現に向けて必要なのは、女性だけに焦点を当てるのではなく、社会全体の長時間労働を改善し、男女ともに働きやすい環境を作ることです。そういうことで生産性が向上し、子育てやスキルアップの時間が生まれ、出産育児による労働力流出のリスクを抑えつつ、より効率的に業務を進めるイノベーション(工夫)が生まれる良いサイクルが発生します。

「地方や中小企業での取り組みは難しい」という声を聞きます。しかし、IT活用や在宅勤務の導入など、短時間で効率よく業務を遂行できる道を模索することは多くの人が長時間労働から解放され、どのような生活

環境やライフステージにおいても活躍できることにつながります。近年あらゆる業界でキーワードになっている「人材不足」の問題を解決し、企業の競争力を高めることになります。男性を含めた長時間労働の是正は、女性の活躍だけでなく、男性のワーク・ライフ・バランスの確保につながります。男性がもっと家庭や地域活動に参画するようになれば、地方の力もより高まってゆくのではないかでしょうか。

## 世の中を動かすのは「わたしたちの声」

「働き方改革」をきっかけに今まで当たり前と思われてきたことに疑問を持ち、おかしいことはおかしいと言える空気が作られてきているように感じます。世の中を少しずつでも動かしているのは、「どうにかしなきゃいけない」というわたしたちの声ではないでしょうか。医師や教師など長時間労働が当たり前の「聖域」にも改善の光が当たるようになってきました。働き方改革が一過性のブームでなく、世直しのムーブメント(動き)になってほしい。みなさん自身がこの改革に参加し、自分のこととしてわたしたちの社会の行く末に注目してほしいです。

自由な働き方で大きな価値を生み出す人、安心して暮らすのに必要なお金稼ぐために必要なだけ働く人、色々な働き方があつていい。男女問わず「自分の時間をどのようにつかって、どのように暮らすか」を選択できるようになり、みんなが活躍できる社会になってほしいと心から願います。

東京生まれ、慶應義塾大学卒業。ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティなどをテーマに地方自治体や大学、企業での講演活動やテレビ出演を行う一方で内閣官房「一億総活躍国民会議」民間議員や「地域少子化対策検証プロジェクト」委員などを務め、行政の少子化対策をサポート。著書に「御社の働き方改革、ここが間違っています! 残業削減で伸びるすごい会社」など多数。また、「婚活」時代(共著)は19万部のベストセラーとなり、「婚活ブーム」の火付け役にもなった。

### PROFILE プロフィール

白河 桃子  
しらかわ とうこ

## 特集

# 鹿児島市の男女共同参画計画

知っていますか?

鹿児島市が男女共同参画社会づくりの指針として策定した初めての計画は、平成6年の「かごしま市女性プラン」です。それから20年あまりの間に計画の見直しを重ね、平成28年度には、社会情勢の変化等による課題に対応するため「第2次鹿児島市男女共同参画計画」の見直しを行いました。女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」を新たに盛り込み、パワーアップした鹿児島市の男女共同参画計画をご案内します。

## 第2次鹿児島市男女共同参画計画

【後期計画期間: 平成29年度~平成33年度】

### 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる豊かで活力ある社会の実現を目指し、鹿児島市男女共同参画推進条例に示された5つの理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。



## 鹿児島市男女共同参画推進条例 第3条 基本理念

- ① 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- ② 社会の制度又は慣行が、性別による固有的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- ③ 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ④ 男女が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
- ⑤ 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。